

川崎市社会福祉協議会福祉基金助成金 令和3年度 募集要項

1 目的

川崎市内を活動域とする民間の自主的な福祉活動を支援する事を目的としています。

2 対象団体

次のア～エのすべてを満たす団体を対象とします。

- ア 主な活動域が川崎市内であること。
- イ 公益を目的とする民間の自主的な団体であって、申請時点で1年以上の活動実績があること。
- ウ 年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算をもち、代表者、組織運営等の重要事項を定めていること。
- エ 川崎市社会福祉協議会又は区社会福祉協議会の会員であること。又は助成金の申請年度に入会を予定していること。

3 対象事業

次の事業を対象とします。

福祉分野	対象事業
1 高齢者福祉	ア 在宅福祉事業
2 障害児・者福祉	イ ボランティア活動推進事業
3 児童福祉	ウ 福祉教育事業
4 生活困窮者等（低所得者、ひとり親家庭等）福祉	エ 普及啓発事業
5 その他の福祉分野	オ 調査研究事業
	カ 研修会・講演会等開催事業
	キ 当事者支援事業
	ク ネットワーク推進事業
	ケ 居場所づくり事業
	コ 多世代交流事業
	サ その他地域福祉を推進する事業

4 申請

(1) 申請方法

助成を希望する団体は、以下の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターまで持参するか郵送して下さい。

ア 「川崎市社会福祉協議会福祉基金助成事業申請書」(第1号様式)

- ① 申請書(事業名、事業目的、実施期間等)
- ② 実施計画(複数年度にわたる事業については当該年度及び申請期間全体の内容を示す事業計画書)
- ③ 予算書

イ 添付書類

- ① 団体の規約・会則及び団体の概要を示す資料(リーフレット等)
- ② 役員名簿(氏名、住所地記載)
- ③ 団体の前年度の事業報告書・決算書、現年度の事業計画書・予算書

(2) 申請にあたっての留意点

申請にあたり次のア～オの条件を満たしている必要があります。

- ア 申請対象事業の実施期間は1年～3年とする。
- イ 事業計画書に掲げる年度ごとに事業を実施し、完了すること。
- ウ 過去に本事業の助成を受けた事業と同一の事業については助成期間と同一の期間は申請できないものとする。
- エ 他の助成（地方公共団体、福祉医療機構、神奈川県共同募金会、かわさき市民活動センター等の公的団体、企業・財団及び区社会福祉協議会）から助成を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- オ 対象事業が宗教活動、政治活動を目的としていないこと。

(3) 複数年度にわたる事業の申請について

- ア 初回申請時に年度毎の事業計画書を提出してもらいます。
- イ 年度ごとに申請書の提出が必要です。
- ウ 福祉基金運営委員会にて事業の進捗を確認し、翌年度の助成額を審査します。

(4) 過去に本事業の助成を受けた事業と同一の事業の申請について

- ① 1年間の助成の場合、助成が終了した年度の翌年度から起算して1年後に申請可。
- ② 2年間の助成の場合、助成が終了した年度の翌年度から起算して2年後に申請可。
- ③ 3年間の助成の場合、助成が終了した年度の翌年度から起算して3年後に申請可。

	期 間 (年)													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
① 1年間助成	申請	助成		申請	助成		申請	助成		申請	助成		申請	助成
② 2年間助成	申請	助成	助成			申請	助成	助成			申請	助成	助成	
③ 3年間助成	申請	助成	助成	助成				申請	助成	助成	助成			

5 受付期間

令和2年9月1日（火）～令和3年1月15日（金）まで（当日消印有効）

6 対象経費

(1) 対象経費

対象事業の実施に必要な費用とします。

(2) 対象外経費

経常的な運営費、職員等の人件費及び賃貸借費用は対象外とします。

但し、多世代交流または居場所づくりに関する事業に必要な初期費用は対象とします。

(1) 対象経費	(2) 対象外経費
対象事業の実施に必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催に係る講師謝金、会場費 ・広報費 ・備品購入費、修理費 ・スタッフ交通費（費用弁償） ・事業運営のコンサルティング費用 ・その他（事業実施に必要と認められるもの） 	経常的な運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会、定期的な研修会等の開催経費 ・光熱水費 ・スタッフの飲食費、宿泊費等 等 職員等の人件費 家賃等の賃貸借料 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出を目的とした備品購入費 等
多世代交流または居場所づくりに関する事業にかかる初期費用 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の敷金・礼金 ・施設改修費 ・その他（事業実施に必要と認められる備品等） 	

7 助成額

助成額は次の通りです

	助成額
① 1年間助成	1団体につき1年間の上限額を50万円とし、対象経費の4分の3以内の額とします。
② 2年間助成	1団体につき2年間の上限総額100万円 但し、1年間あたりの上限50万円（対象経費の4分の3以内）
③ 3年間助成	1団体につき3年間の上限総額100万円 但し、1年間あたりの上限50万円（対象経費の4分の3以内）

※ 助成額は予算の範囲内で決定します。

※ 複数年度の申請については、年度ごとに申請書を提出の上、審査を行います。

8 審査

本会福祉基金運営委員会において審査のうえ、事業内容・規模、社会貢献度、波及効果等を踏まえて予算の範囲内で本会会長が決定します。

なお、申請団体の方には審査時に福祉基金運営委員会に出席いただきます。

9 審査結果の通知

本会会長の決定は、「川崎市社会福祉協議会福祉基金審査決定通知書」（第2号様式）により申請団体に文書で通知します。

なお、審査結果について電話等での問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

・福祉基金運営委員会開催期日 令和3年2月下旬～3月中旬（予定）

・選考結果通知 令和3年3月下旬（予定）

10 助成金の交付

前条に規定する決定の通知を受けた団体は、「川崎市社会福祉協議会福祉基金助成金交

付申請書」(第3号様式)を提出してください。助成金交付申請書に基づき、30日以内に団体あてに助成金を交付します。

11 報告

助成金を受けた団体は、事業終了後30日以内に「川崎市社会福祉協議会福祉基金助成事業完了報告書」(第4号様式)により報告してください。

12 事業の変更等の報告及び承認

助成決定の通知を受けた団体は、申請内容の変更、中止(取り下げ)、本会福祉基金助成事業運営要綱に適合しない内容が生じた場合は、速やかに「川崎市社会福祉協議会福祉基金助成事業変更(中止)申請書」(第5号様式)を提出してください。

申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、「川崎市社会福祉協議会福祉基金助成事業変更(中止)承認・不承認通知書」(第6号様式)により審査結果を団体に通知します。

※ 申請書に係る事項について、必要に応じて修正を加える又は条件を付加する場合があります。

13 助成金の返還等

以下ア～エのいずれかに該当する場合、助成金の一部もしくは全部の返還を求める場合があります。

- ア 11に記載された報告の義務を果たさなかったとき
- イ 12に記載された事項が生じたとき
- ウ 当該事業が計画期間までに完了する見込みがないとき
- エ 助成金を申請内容以外に使用したとき

14 助成事業の公開

- (1) この事業における成果物の一部または全部を印刷その他の方法で公開させていただきます。
- (2) 助成事業にかかる広報や成果物については、本基金からの助成を受けている事を明記してください。

15 申請書の送付先ならびにお問い合わせ先

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ボランティア活動振興センター 〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター6階 TEL:044-739-8718 FAX:044-739-8739 E-mail: v-center@csw-kawasaki.or.jp
--